



ドイツ・犬物語 ⑧ 咬傷事件を防ぐには? 「ドイツの“危険な犬”論争」

好評連載
第8弾!

ショッキングなニュースだった。ドイツ北部の都市ハンブルクで2頭の犬が柵を乗り越え小学校の校庭に侵入し、6歳の男の子を噛み殺したのだ。現場に駆けつけた警察官により2頭の犬はその場で射殺された。犠牲者や遺族のことを思うと心が痛んだが、事件を起こしたのが犬というも私にはやりきれなかった。弁明することもできず殺されてしまったが、犬に悪意があったはずはない。躰けが行き届いた犬がのびのびと自由に行動できるドイツは、犬と人間が共生する楽園だと思っていたけど、それは私の幻想にすぎなかったことをこの事件で悟った。しかし衝撃を受けたのは私だけではなかった。

2000年に起きたこの出来事をきっかけに、ドイツ全国で“危険な犬”論争が巻き起こったのだ。それまでも犬に襲われての死亡事故はあったが(毎年1件~6件の間ぐらい)、今回議論が白熱したのは、事件が校庭で起きたものでもっと悲惨な事態を招いたかもしれないこと、そして事件を起こしたのがアメリカン・スタッフォードシャー・テリアとアメリカン・ピット・ブル・テリアという闘犬だったことが理由だ。子供の身を案ずる親たち、児童保護協会、なんでも厳しく規制したがる保守派政治家たちが、闘犬の飼育の制限もしくは禁止を唱え始めた。闘犬はすべて処分しろ、という過激な意見もでた。それに対して、闘犬が危険だとは実証されていず、犬による事故を防ぐには他の対策が必要だという反論がおこった。

そして、ベルリン市内の大通りで犬のデモまで行なわれた。もちろん犬が自主的にデモをしたのではなく、闘犬擁護派が飼い犬を連れてデモをしたのだ(ちなみに闘犬以外の犬もたくさん参加した)。デモでは「特定の犬種を危険視するのは、ナチの人種主義と同じだ!」「闘犬を強制収容所に入れるつもりか?」といったプラカードが見受けられた。大げさなようだが、ユダヤ民族の大量虐殺を犯してしまったドイツでは、今では人種差別は禁物だ。だからナチと同じ考え方を犬にあてはめようとすることに、多くの人が抵抗を示したのだ。



▲「危険な犬」に分類されるカナディアン・ピット・ブル。若いのでまだ口輪義務はない。飼育の条件が厳しくなってきたから、この種の犬を街中で見かけることが少なくなった

しかし、無作為で責任を追及されては困ると、“危険な犬”に関する条例が各州(犬問題は州の管轄)で次々に制定されていった。私の住むベルリン州では「犬規則」の中で、上記の2種とブルテリア、土佐犬を飼う場合には、飼い主は無罪証明書と犬についての専門知識を問う試験の合格証を役所に提出しなければならないとなった。犬の方も鑑定士から「通常以上の攻撃性はなく人間や他の動物に危害を与える心配はない」というお墨付きをもらわなければならない。この4種とマスティフなど6種(注)を加えた合計10種の犬とそれらの犬の血が入った雑種がベルリンでは公に“危険な犬”と指定された。外に連れ出せるのは18歳以上の人のみで、散歩の時は長さ2mまでのリードに犬をつなぎ生後7ヶ月以上であれば口輪をすることが義務付けられている。ドッグランではオフリードにしてもよいが、必ず口輪をはめるのが条件だ。

“危険な犬”に関する法律の影響をものに受けたのが各地の動物ホームだ。飼うための手続きが煩雑だし費用も余分にかかるからと、危険と指定された犬の飼育放棄をする人たちが現れたのだ。ベルリンの動物ホームでは預かっている犬の60%以上を“危険種”が占めたことがあったが、今でも約半数とその割合は高い。個々の犬の性格がどんなによくても“危険種”である限り新しい飼い主も法律が課す条件を満たしていなければならないので、これらの犬に新しい飼い主を見つけるのはとても難しいそう。法律のせいで、犬生の最後までホームで過ごす運命を定められた犬たちはとても気の毒だ。

私にはドイツの“危険な犬”規定が犬による事故を防ぐ最適な方法か判断する力はない。しかしいくつか矛盾を感じる点がある。例えば州により“危険種”が違うのだ。アメリカン・ブルドッグは南部のバイエルン州では危険指定を受けているがベルリンでは指定外。ブレーメン州ではドーベルマンは危険だが、他の15州はそうみなしていない。誰も納得できないだろう。また、咬傷事件は口輪義務のない自宅で起きることが多い。最近ベルリンで、友だちの家で遊んでいた9歳の男の子がその家のスタッフォードシャー・テリアの雑種に顔と手を噛まれるという事件が起きた。友だちの親が買い物に出かけたすきに起きたもので、明らかに飼い主が監督責任を怠ったのが原因だ。リードや口輪を義務化することで、犬が必要以上にストレスを感じ、よけい攻撃的になることを指摘する声もある。

そして、多くの学術研究は、犬が攻撃的になるかどうかは、遺伝だけでなく、小さい頃の体験や社会化の仕方、日常の飼育方法で決まるとしている。実際にベルリンの統計では、“危険な犬”に指定されていない犬による咬傷事件の割合が増えている。そこで動物ホームを運営するドイツ動物愛護協会や獣医連盟は、犬種により危険指定をするのではなく、犬の性格や飼い方を学んだ人に犬を飼うことを認める免許制度を導入することを提案している。

しかし昨年大型犬を飼う人に免許制度を導入したオーストリアのウィーン市では捨て犬が急増したそう。咬傷事件は、犬と共生するために払わねばならない代償なのだろうか?なんらかの解決方法はあるのだろうか?日本の皆さんは、この問題どうお考えでしょうか?

注:この6種は マスティフ / ブルマスティフ / ドゴ・アルヘンティノ / フィラ・ブラジレイロ / マスティン・エスパーノール / マスティン・ナボレタノ